# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 21 件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 15 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 20 件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 14 件

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から55年3月まで

私は、会社を退職した際に、会社の経理の人に厚生年金保険から国民年金への切替手続をするように言われたので、国民年金に加入し、再就職した会社が厚生年金保険に加入するまでは自分で国民年金保険料を納付していた。

その会社を退職した後は、元夫が年金に未加入であったので、将来を考えて厚生年金保険に任意加入するなど、年金の必要性を十分認識しており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の昭和57年5月から63年7月までの6年余り、厚生年金保険の第4種被保険者として任意継続して保険料を納付していることから、申立人の年金に対する意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は同払出簿により昭和55年8月頃に 払い出されていることが確認できることから、申立人は国民年金の加入手続を その頃に行ったものと推認され、その時点で、申立期間は国民年金保険料の過 年度納付の可能な期間である。

さらに、申立期間は、9か月と短期間である上、A市では、加入時に過年度 保険料の納付希望者に対して、社会保険事務所(当時)から預かっていた過年 度保険料納付書を交付していたとしており、申立人の手帳記号番号の前後の加 入者に過年度納付をしている者が多く確認できることから、申立期間の国民年 金保険料を納付したはずであるとの申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から50年3月まで

私は、昭和47年6月頃、A市役所で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料はまとめて納付した方が、手間が省けるため年払いで納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市の国民年金被保険者名簿により、昭和50年1月頃に払い出されていることが確認でき、その時点で、申立期間の国民年金保険料について、i)47年6月から同年9月までは第2回特例納付(昭和49年1月から50年12月まで実施)、ii)47年10月から49年3月までは過年度納付、iii)49年4月から50年3月までは現年度納付が可能である。

また、申立人は、国民年金に加入し、1年分の国民年金保険料をA市役所で納付したと述べていることから、申立期間のうち、現年度納付が可能な昭和49年4月から50年3月までの保険料を納付していたとしても不自然ではない。

しかしながら、i)申立人は、A市役所以外で国民年金保険料の納付をした記憶がないとしていること、ii)A市では保険料の特例納付及び過年度納付を扱っていないとしていることから、申立期間のうち、昭和 47 年 6 月から 49 年 3 月までの保険料を申立人が納付していたものとは考え難い。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの期間及び55年1月から同年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から42年3月まで

② 昭和55年1月から同年3月まで

国民年金制度発足当初、私の夫が当該制度を当てにできないとしていたため、私たち夫婦は、国民年金保険料の納付をしていなかったが、私が強く主張して、昭和40年度分から、私が、私たち夫婦の保険料を納付した。

昭和40年4月から50年3月までの期間は、自宅に集金人が来てくれたため、私が、夫婦二人分の国民年金保険料を集金により納付し、その後は、納付書により私が金融機関で納付していたはずなので、申立期間について、私の夫の保険料は納付済みであるのに、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和36年4月の国民年金制度発足時に夫婦連番で払い出されており、申立人は、当初の国民年金保険料は納付していなかったが、40年2月にA市に転入し、同市の国民年金推進員が何度も自宅を訪ね、国民年金への加入を勧めてくれたことを契機に、申立人がその夫に国民年金の重要性を強く主張して、41年4月から夫婦二人分の保険料の納付を開始したとしているところ、申立人の夫は、その夫が所持する同年4月1日発行の国民年金手帳により、申立期間①の保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人の特殊台帳(マイクロフィルム)により、昭和41年4月1日付けで申立人の国民年金手帳が更新されたことが確認できることから、申立人もその夫と同様に、申立期間①の国民年金保険料を集金人に納付していたもの

と推認される。

さらに、申立期間②について、i)一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は納付済期間であること、ii)申立人の申立期間②前後の期間は納付済期間である上、当該期間前後において申立人の生活状況に変化が見受けられないことから、申立人のみ当該期間の国民年金保険料を納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から同年11月まで

② 昭和44年12月

私は、昭和37年11月に結婚し、その時、私の父親から国民年金手帳を渡され、その後は私が自分自身の国民年金保険料を納めてきた。

申立期間①について、昭和44年7月に国民年金被保険者の資格喪失により申立期間は未加入期間となったことから、社会保険事務所(当時)から、納付したその保険料を還付したとの回答があったが、私は還付金を受け取ってはいない。

また、申立期間②については、保険料を還付するとのことだが、私は、還付金は受け取らない。

申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納であることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の国民年金保険料について、申立人の特殊台帳(マイクロフィルム)及び申立人が所持するA町の国民年金手帳保管証により、申立人が当該期間の保険料を納付していたことが認められる。

しかしながら、当該期間については、オンライン記録及び同町の被保険者 名簿により、申立人は昭和44年7月1日に国民年金被保険者資格を喪失し ていることが確認できることから、未加入期間となり、未加入期間は国民年 金保険料を納付することができない期間となるため、申立人に対して当該期 間の保険料が還付されることに不自然さはみられない。

また、当該期間の国民年金保険料について、申立人の被保険者資格喪失に 伴い既に納付済みである当該期間の保険料の還付手続が昭和45年2月に行 われたことが、還付金額や還付支払日などと共に還付整理簿に明確に記載されており、当該記載内容に不合理な点は認められない上、ほかに当該期間に係る保険料の還付を疑わせる事実も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人のオンライン記録及び特殊台帳により、当該期間は国民年金の未加入期間となっていることが確認できるが、申立人が所持するA町の国民年金手帳保管証により、申立人は当該期間の保険料を納付していたことが認められる。

また、申立人の国民年金被保険者資格は、昭和44年7月に喪失しており、 当該期間の国民年金保険料は、速やかに還付されるべきところ、平成22年 8月に還付決議がされていることから、申立人が納付した当該期間の保険料 相当額は、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、資格 喪失から40年以上経た後に、被保険者となり得ないことを理由として、当 該期間の被保険者資格及び保険料納付の事実を認めないのは信義衡平の原 則に反するものと考えられることから、申立人は当該期間の保険料を納付し ていたものと認められる。

3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

私の国民年金については、私の父親が昭和36年4月から38年3月までの保険料を納付してくれていたが、以降、経済的に困難で納付することができないでいた。その後、長女が就職し、生活が落ち着いた50年9月頃に、今後は国民年金保険料を納付しようとA市B区役所へ行った。

その際、同区役所の職員から、今なら未納となっている国民年金保険料を全て納付することができるとの説明を受け、未納保険料の金額が多かったことから、2回に分けて納付するため、納付書を2枚に分けてもらった。

そのうちの1枚の領収書(昭和38年4月から46年3月までの保険料)は保存しており、申立期間の領収書は紛失しているが、申立期間の国民年金保険料はおおよそ5万円ぐらいだったと記憶している。

私は、未納とされていた国民年金保険料を全て納付していたはずなので、 申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、オンライン記録及び特殊台帳(マイクロフィルム)により、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和 50 年 9 月から同年 12 月までの期間は、第 2 回特例納付(昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月まで)が実施されていたとともに、オンライン記録上、申立期間は国民年金の強制加入期間であることから、当該期間に申立期間の半分の期間の保険料を

特例納付で納付することは可能であり、納付意識の高かった申立人が、2回に分けて納付するために納付書を2枚に分けてもらったとする一方の納付書の保険料(昭和38年4月から46年3月までの保険料)のみを納付し、もう一方の納付書の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

さらに、申立人の長女から、「母親(申立人)が、これまでの未納分の国民年金保険料を全部払ったとうれしそうに2枚の領収書を見せてくれたことを記憶している。」との証言を得ていることから、申立人の供述には信憑性がうかがわれる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間については、i)第 2 回特例納付で納付可能な国民年金保険料は、46 年 4 月から 48 年 3 月までの保険料であること、ii)申立人が申立期間の国民年金保険料を遡って納付したとする 50 年 9 月から同年 12 月までの時点において、48 年 4 月から同年 6 月までの保険料は時効により納付できないこと、iii) 48 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、申立期間の納付書は1 枚であったとしており、当時、特例納付の納付書とその他の納付書は別に作成する取扱いであったことから、申立人の主張とは一致しないこと、iv)申立人が、申立期間の国民年金保険料を過年度納付した形跡も見当たらないことから、当該期間の保険料が納付されたものとは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から61年3月まで

私は、結婚後、独身時代に加入していた厚生年金保険を脱退していたことから、老後の不安を少しでも解消するため、昭和48年1月頃、自分でA市B区役所に行って国民年金の加入手続を行った。自分が65歳になったら、6万5,000円をもらえるとの話を聞き、その後、楽しみにして国民年金保険料を納付してきた。最近、私の母親の介護のため年金担保融資を利用した際、年金事務所から申立期間の国民年金保険料が未納であることを知らされたが、この期間は間違いなく納付しており、未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間である上、申立人は、国民年金に任意加入した昭和48年1月以降の申立期間を除く国民年金加入期間において、保険料の未納期間が無く、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、オンライン記録により、申立人に対し、昭和61年7月8日に国民年金過年度保険料の納付書が作成されていることが確認でき、同日において、同納付書の対象となる保険料未納期間は申立期間のみであることから、当該納付書は、申立期間の納付書であったものと推認でき、納付意識の高かった申立人は、送付された納付書で申立期間の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

# 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年9月12日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、70円とすることが妥当である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月12日から同年12月1日まで

A社(現在は、B社) C支店には、D社の紹介で昭和20年9月12日に正社員として入社したが、年金事務所の厚生年金保険加入記録は同年12月1日からとなっている。

申立期間は、間違いなくA社C支店に勤務していたので、厚生年金保険の 被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された職歴情報及びA健康保険組合の被保険者名簿の記録により、申立人は、昭和20年9月12日にA社C支店に入社し、申立期間において継続して勤務していたことが認められる。

また、B社では、「申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除等については、当時の資料が保存されていないため分からない。」と回答しているものの、申立人が名前を挙げた同僚3人のうちオンライン記録により生存及び所在が確認できた一人に照会したところ、同人は「D社に勤務していたが、昭和20年9月頃、同社からA社C支店に移籍した。D社で先輩であった申立人もその時一緒に移籍したと記憶している。」と供述しており、B社から提出された上述の資料によると、当該同僚のA社C支店における入社日及び健康保険の被保険者資格取得日は、申立人の同社同支店における入社日及び健康保険資格取得日と同じ昭和20年9月12日であることが確認できる上、同社同支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下

「被保険者名簿」という。)及びオンライン記録によると、当該同僚は、同日に同社同支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によりA社C支店において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた8人に対し、厚生年金保険及び健康保険の適用等について照会したところ、回答を得られた6人のうち当時の取扱いを記憶していた4人全員が、「厚生年金保険と健康保険は同時に加入する取扱いであった。」と供述しており、そのうちの一人は、「申立期間当時は、戦後の混乱期であり、復員してきた者と他事業所から受入れした者が多数いた。社員は厚生年金保険と健康保険は同時に加入している。」と供述している。

以上のことを踏まえると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

一方、申立期間当時のA社C支店に係る被保険者名簿は現存していないが、「昭和20年\*月県庁火災による書類焼失について」(E社会保険事務局(当時)作成)によれば、昭和20年\*月\*日から同年同月\*日にかけて発生したE県庁舎の火災により、当時E県F課が所掌していたC市等を管轄するE県G地方機関を始めとする5地方機関管内に所在した被保険者名簿等の大半が焼失したとされており、この際当該事業所の被保険者名簿も焼失した可能性が高いと考えられるところ、火災後に復元された被保険者名簿で現存する最も古い同名簿(作成時期は不明)によると、申立人の被保険者資格取得日は、当初、申立人の当該事業所の入社日(昭和20年9月12日)とは相違する「昭和17年1月1日」と記録され、それを「20年12月1日」に訂正していることが確認できるとともに、他の複数の被保険者記録においても、資格取得日、標準報酬月額、氏名及び生年月日等に訂正が散見されることを踏まえると、同名簿は完全なものであると判断し難い。

また、上記被保険者名簿の後に作成されたとみられる被保険者名簿によると、昭和20年12月1日に厚生年金保険被保険者資格取得の記録がある者は7人確認できるが、同日は前述のE県庁火災以降の期間であり、仮に事業主が同日を申立人の被保険者資格取得日として届け出ていたならば、申立人についても当該7人と共に記録されることになると考えられるところ、申立人の記録は確認できない。

以上の事実を前提にすると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日の相違の原因としては、事業主の届出誤り、保険者の被保険者名簿への記入誤り、被保険者名簿の焼失に伴う復元過程での記入誤り等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失から半世紀以上を経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、原因を特定することは不可能を強いるものであり、関係者にこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間に勤務した事実が認められる上、事業主による厚生年金保険料控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、その推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合的に考慮すると、事業主は、申立人が昭和20年9月12日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和20年12月の社会保険事務所の記録から、70円とすることが妥当である。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から49年2月15日まで

A社には、昭和48年10月から勤務していたにもかかわらず、同社に係る 厚生年金保険の被保険者資格取得日が49年2月15日として記録されており、 この記録は、私が記憶している勤務実態とは相違していることから、当該被 保険者資格取得日を48年10月に訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は入社時期について具体的な供述をしていること、及び昭和 48 年 10 月 1 日に A 社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚が「申立人と共に勤務した。」と供述していることから判断すると、入社日は特定できないものの、申立人が申立期間以前の同年 9 月から同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人が申立期間当時の同僚として名前を 挙げた6人全員が、申立期間に係るA社における厚生年金保険の加入記録が確 認できるとともに、当該人数は申立期間当時の同社における被保険者数と一致 していることから、申立期間については、申立人を除く全員が、同保険に加入 していたことが確認できる。

さらに、前述の同僚6人に照会したところ、回答が得られた5人全員が「申立人は申立期間において正職員として勤務していた。」と供述している上、このうち4人は「A社では、試用期間を設けておらず、勤務する職員全員が正職

員であり、パート職員等は在籍していなかった。」と供述していることから、 申立人についても、厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚と同様の雇用形 態であったことが推認できる。

加えて、前述の同僚4人のうち3人が「A社における入社時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期とは一致しており、同社では入社時から同保険を適用していたはずである。」と供述している上、申立人の前任者であったほかの一人も「A社における入社時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期とは1か月間相違しているが、同社では、入社時から同保険を適用し、入社から数か月を経過した後から同保険を適用させるということはしていなかったと思う。」と供述している。

なお、申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日については、昭和48年9月から勤務していたことが認められるものの、申立人の入社日は特定することができない上、オンライン記録によると、前述の同僚6人全員が、同保険の被保険者資格取得日は1日付けであること、及び申立人の前職に係る同保険の被保険者資格喪失日は同年9月5日であることを併せて判断すると、同年10月1日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 49 年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録によると、A社は、昭和49年9月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本によると、54年12月2日に解散していることが確認できる上、申立期間当時の事業主も既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者記録のうち、昭和29年9月1日の資格喪失日、同年11月1日の資格取得日、30年3月30日の資格喪失日、31年10月13日の資格取得日、32年7月1日の資格喪失日及び33年1月27日の資格取得日を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和29年9月及び同年10月は1万円、30年3月から同年7月までは1万円、同年8月から31年9月までは1万4,000円、32年7月から同年12月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月1日から同年11月1日まで

② 昭和30年3月30日から31年10月13日まで

③ 昭和32年7月1日から33年1月27日まで

各申立期間は、A社に正社員として継続して勤務し、C業務に従事していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等は無いが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、申立人は、A社において昭和29年1月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月1日に資格を喪失後、同年11月1日に同社において再度資格を取得し、30年3月30日に資格を喪失、31年10月13日に資格を取得、32年7月1日に資格を喪失、33年1月27日に資格を取得しており、各申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかしながら、複数の同僚の供述から判断すると、申立人が各申立期間において当該事業所に正社員として継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「申立期間①及び②当時は、弟と同じ現場で仕事をしており、雇用形態及び業務内容も一緒であった。」と述べているところ、複数の同僚も同様の供述をしており、被保険者名簿によると、その弟の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は、申立期間①及び②において継続していることが確認できる。

さらに、上記弟は既に死亡しているものの、オンライン記録により、各申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた15人(申立人が名前を挙げた同僚5人を含む。)に照会したところ、12人から回答を得ることができ、そのうち一人は、「私が昭和32年7月に入社した時点で、申立人は正社員として勤務し、申立期間③当時は同じ現場で仕事をしていた。当該期間の雇用形態及び業務内容は申立人と一緒であり、毎月給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と述べている上、被保険者名簿によると、当該同僚の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は、申立期間③において継続していることが確認できる。

加えて、各申立期間当時の現場責任者を含む複数の同僚が、「各申立期間当時、正社員は厚生年金保険に加入し、毎月給与から同保険料が控除されていたと思う。」と述べていることから、各申立期間当時、当該事業所において、正社員として継続して勤務している途中の期間について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったものとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、各申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、各申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和29年8月、30年2月、32年6月及び申立人と同年代の同僚の標準報酬月額に係る社会保険事務所(当時)の記録から、29年9月及び同年10月は1万円、30年3月から同年7月までは1万円、同年8月から31年9月までは1万4,000円、32年7月から同年12月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る各申立期間の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和47年12月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年12月は1万8,000円、48年1月及び同年2月は3万6,000円、同年3月から同年5月までは3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月7日から48年6月1日まで 昭和47年12月7日からA社に正社員でB業務員として勤務していたが、 厚生年金保険の被保険者資格の取得日が48年6月1日になっている。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる家計簿があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が所持する申立期間に係る家計簿及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に正社員として継続して勤務していたことが認められる。

また、上記家計簿には、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていた記載があり、当該保険料は申立期間当時の厚生年金保険料率に照らして 妥当な金額であることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた14人(申立人が名前を挙げた同僚一人を含む。)に照会したところ、9人から回答を得ることができ、そのうち一人は、「申立期間は申立人と同じ店舗に正社員でB業務員として勤務していた。当該期間の雇用形態及び業務内容は申立人と一緒であ

り、毎月給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と述べている上、健康 保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該同僚の当該事業所における厚生 年金保険被保険者記録は、申立期間において継続していることが確認できる。

加えて、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「正社員は入社と同時に厚生年金保険に加入させ、毎月給与から同保険料を控除していたはずである。」と述べている上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、上記同僚9人全員の厚生年金保険被保険者資格の取得日は自身が記憶している入社日とほぼ一致していることから判断すると、申立期間当時に当該事業所では、正社員は入社と同時に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する申立期間に係る家計簿に記載されている給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、昭和47年12月は1万8,000円、48年1月及び同年2月は3万6,000円、同年3月から同年5月までは3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険 事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及 び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、事業主が第3種被保険者として社会保険事務所(当時)に届出を行ったと認められることから、申立人のA社B事業所における申立期間の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月1日から24年4月1日まで

A社B事業所における厚生年金保険の加入期間については、全く欠落は無い。しかし、厚生年金保険被保険者資格取得時はC作業所勤務であったが、C作業所勤務とD作業所勤務の賃金格差が著しかったので、やむを得ずD作業所員に変更し、退職まで勤めた。このことを証明できる直接的物証は無いが、昭和21年からの私の日記にはD作業所員として勤務したことの記述があるので、申立期間について、第3種被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、申立人の被保険者種別欄には、D作業所員であったことを示す「D」の記載があることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた3人の同僚のうちオンライン記録で確認できる 二人の当該事業所における厚生年金保険被保険者種別は、第3種被保険者であったことが確認できる上、このうち一人(被保険者資格取得日は昭和20年11月14日)は、「私は昭和20年11月にD作業所員として採用され、その頃から申立人と一緒に仕事をしていた。」と述べている。

さらに、前述の同僚が名前を挙げた二人は、当該事業所における厚生年金保 険被保険者期間の全部又は一部について第3種被保険者であったことがオン ライン記録により確認できる。

一方、被保険者名簿によると、申立人がC作業所員からD作業所員へ業務変更した日付については、変更年月日の記載が無いことから確認できないものの、

申立人の昭和21年4月1日以降の標準報酬月額は、D作業所員として記録されている他の厚生年金保険被保険者及び前述の同僚らの標準報酬月額と同等であることが確認できる。

また、申立人と厚生年金保険被保険者資格取得日が同日で被保険者番号が近い者の厚生年金保険被保険者台帳には、被保険者名簿等の焼失により被保険者記録の照合調査が不可能である旨の記載があることから、当時の被保険者名簿は現存していない上、申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険被保険者台帳には当該事業所の被保険者記録が記載されておらず、被保険者台帳と被保険者名簿の標準報酬月額及び被保険者種別の変更年月日が異なる者が存在する等、当該事業所の被保険者に係る社会保険事務所の記録管理には不備が見られる。

これらのことから、申立人の当時の標準報酬月額及び被保険者種別については確認できないものの、申立人の申立内容及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてD作業所員として勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、第3種被保険者として、事業主が社会保険事務所に届出を行ったものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和37年1月31日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月1日から同年7月1日まで

② 昭和36年12月31日から37年1月31日まで

申立期間①について、昭和36年4月からB校定時制の2年生に編入し、同時にA社に就職し、昼間は同社に勤務していたのに、厚生年金保険被保険者資格取得日は同年7月1日と記録されている。また、申立期間②について、同社には37年1月30日まで勤務していたのに、厚生年金保険被保険者資格喪失日が36年12月31日と記録されている。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、i)申立人が所持する退職届の記載要領には退職年月日が昭和37年1月30日と記載されていること、ii)オンライン記録により、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚21人(申立人が名前を挙げた同僚二人を含む。)に照会したところ、回答が得られた12人のうち自身の勤務期間について記憶している8人は、「私が記憶する退職年月日と厚生年金保険被保険者資格喪失日は合っている。」と述べていること、iii)健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、同年1月21日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる者が、「申立人は私が退職する

時にはまだ勤務していた。」と述べていることから判断すると、申立人が37年1月30日までA社に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和36年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は昭和56年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主は高齢であること、また、事業所閉鎖時の事業主も既に死亡していることから確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、当該事業所の清算人二人のうち取締役であった者に 照会したところ、「私は、申立期間当時は関係会社へ出向していたので申立 人については不明であり、資料も残されていない。厚生年金保険は全員加入 が原則であるとしても、試用期間があったとも推測される。しかし詳細は不 明。」との回答があった。

また、前述の回答が得られた同僚 12 人のうち 3 人が、自身が記憶する勤務開始日より、1 月から 4 月経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得している上、そのうち一人は「試用期間があった。」と述べている。

さらに、前述の回答が得られた同僚 12 人のうち申立人が当該事業所に勤務していたことを記憶している者は 3 人いたところ、そのうち一人は、「申立人がいつからいつまで勤務していたか覚えていない。」と述べており、他の二人は申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日より後に、当該事業所において勤務を始めていることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

保管しているA社の賞与明細書によれば、申立期間の賞与から厚生年金 保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が確認できない。 申立期間について標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する賞与支給明細書及びA社の当時の代表取締役の供述により、申立人は、平成18年12月20日に同社から賞与(20万円)の支払いを受け、厚生年金保険料(1万4,288円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間の厚生年金保険料控除額(1万4,288円)については、賞与額に基づく標準賞与額に当時の被保険者負担厚生年金保険料率(1,000分の73.21)を乗じて求められる金額(1万4,642円)とは合致せず、当該標準賞与額に平成18年9月に改定される以前の同保険料率(1,000分の71.44)を乗じて求められる金額と合致することが確認できることから、事業主が、申立期間の厚生年金保険料控除額を算出するに当たって、適用すべき保険料率を誤ったものと考えられ、この結果、当該厚生年金保険料控除額(1万4,288円)に見合う標準賞与額は、当該賞与額に見合う標準賞与額よりも低額の19万5,000円となっている。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに

基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書における厚生年金保険料控除額から、19万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立期間の賞与額については、届出を行うべきところ、これを失念していた。」と供述していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間における標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成12年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和33年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月30日から同年10月1日まで

平成10年12月1日から12年9月30日までA社に継続して勤務し、C業務に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を社会保険事務所(当時)に誤って届け出たことを認めているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

B社に照会したところ、「申立人は平成12年9月30日まで正社員として当社に勤務しており、同年9月分の厚生年金保険料を申立人の給与から間違いなく控除していた。」と回答していることから判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成 12年8月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、 事業主は、「保険料を納付した。」と回答しているが、この一方で、「申立人の 厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届け出た。」と供述している上、当 該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記 載された申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成12年9月30日であることが確認できることから、事業主が同資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成3年11月19日、同資格喪失日に係る記録を4年11月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち平成4年11月1日から5年1月1日までの期間については、申立人のA社における標準報酬月額の記録を14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を 納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月19日から4年11月1日まで

② 平成4年11月1日から5年9月15日まで

平成元年10月16日から5年9月14日までA社に継続して勤務していたが、申立期間①について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②は15万円の給与が支払われていたが、年金記録では標準報酬月額が12万6,000円と記録されている。

申立期間②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特 例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定 又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 オンライン記録により、申立期間①及び②当時、A社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた同僚3人に照会したところ、回答が得られた二人は、いずれも、「A社における給与は翌月支給であり、社会保険料も翌月控除であった。」と供述している。
- 3 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間①においてA社に継続して勤務していたことが認められるとともに、申立人が保管する平成3年分及び4年分給与所得の源泉徴収票(以下「源泉徴収票」という。)により、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、申立人は申立期間①において国民年金に加入するとともに、その保険料を全て納付していることが確認できる上、全国健康保険協会B支部が管理する被保険者記録によれば、申立人は申立期間①において健康保険任意継続被保険者であったことが確認できるところ、上記2の回答者二人のうち一人は、「当時、会社から社会保険から脱退する旨の説明があったので、国民年金への切替手続を自身で行った。」と供述しているが、申立人の平成4年分の源泉徴収票により、事業主が源泉控除していたと認められる社会保険料額は、申立期間①において厚生年金保険料及び健康保険料を控除せず、雇用保険料のみ控除した場合に源泉控除すべき金額より著しく高額であることを踏まえると、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格を喪失させ、国民年金への切替手続及び健康保険の任意継続手続を行わせたにもかかわらず、申立期間①において厚生年金保険料及び健康保険料を源泉控除していたものと考えられる。

また、平成3年分及び4年分の源泉徴収票により、事業主が源泉控除していたと認められる社会保険料額から推認できる両年の厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額(14万2,000円)は、事業主により支払われていたことが認められる各年の給与支払金額を支払月数(12か月)で案分した額に見合う標準報酬月額(平成3年は16万円、4年は15万円)よりも低額である。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額から14万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、当該事業所は平成3年11月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、4年11月1日に再度同保険の適用事業所となったことが確認でき、申立期間①について適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本の記録によれば、当該事業所は申立

期間①において継続して法人事業所であったことが確認できることから、当 時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断 される。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所名簿によると、A社は平成18年3月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表取締役も既に死亡している上、商業登記簿謄本の記録により、申立期間①当時、同社の役員であったことが確認できる者は、上記2の回答者二人のうち一人の供述によれば、いずれも入社時に半ば強制的に出資を求められた従業員が名目上役員とされていたものであったと考えられることから、納付義務の履行状況を確認することができないが、事業主は、申立期間①において適用事業所でありながら社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 申立期間②のうち平成4年11月1日から5年1月1日までの期間については、4年分の源泉徴収票により、事業主により支払われていたことが認められる給与支払金額を支払月数(12か月)で案分して算出した報酬月額に見合う標準報酬月額(15万円)は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額(12万6,000円)より高額であるものの、この一方で、事業主が源泉控除していたと認められる社会保険料額から推認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額(14万2,000円)は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額より低額である。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額から推認できる厚生年金保険料控除額から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記3のとおり確認することができないが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額から推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

5 申立期間②のうち平成5年1月1日から同年9月15日までの期間については、5年分の源泉徴収票により、事業主が源泉控除していたと認められる社会保険料額から推認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額(14万2,000円)は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額(12万6,000円)

円)より高額であるものの、この一方で、事業主により支払われていたことが認められる給与支払金額を支払月数(9か月)で案分して算出した報酬月額に見合う標準報酬月額(12万6,000円)は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と合致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格(以下「被保険者資格」という。) 喪失日に係る記録を昭和58年1月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年2月1日から同年6月1日まで

② 昭和57年11月1日から58年1月1日まで

昭和56年2月、B社の社長と一緒に新たにA社を立ち上げ、B社の社長はC部門を、私はD部門を担当し、57年12月末までA社にD部門の責任者として勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、勤務当初の記録(申立期間①)及び退職直前の記録(申立期間②)が無かった。 年金記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の部下であったとする同僚の供述内容及び申立人の申立期間②における業務に関する具体的な供述内容から判断すると、申立人は、申立期間②にA社で勤務していたことが推認できる。

また、複数の同僚は、「申立人は、年金記録において被保険者資格を喪失したとされる昭和57年11月1日以降も、A社のD部門の責任者として継続して勤務しており、業務内容や勤務形態に変更は無かった。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、申立人の部下で、申立人が退職したとする昭和57年12月末にD部門からC部門に異動したとする同僚は、申立期間

②において被保険者資格が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控 除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和57年10月の社会保険 事務所(当時)の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこ とから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に 対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が 見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、複数の同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間①中に当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和56年6月 1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、厚生年 金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、商業法人登記簿謄本によると、当該事業所は、平成14年12月3日 に解散している上、当時の経理事務担当者は、連絡先が確認できないことか ら、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することが できない。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票によると、申立人が当該事業所に おいて被保険者資格を取得した日と同日である昭和56年6月1日に、被保 険者資格を取得している同僚が7人確認できるものの、オンライン記録によ ると、いずれの同僚も申立人と同様に、申立期間①において、当該事業所に 係る被保険者資格が確認できない。

加えて、上記の同僚7人のうち、連絡先が確認できた5人に照会したところ、このうち二人から回答が得られたものの、いずれの同僚からも、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和38年4月11日、同資格喪失日に係る記録を同年6月12日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月11日から同年6月12日まで

② 昭和39年3月1日から同年8月頃まで

申立期間①は、A社でB作業員として勤務した。

申立期間②は、C社でB作業員として勤務した。

これら事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、両申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の事業所の所在地並びに従事業務及び同僚に 関する具体的な供述から判断すると、申立人は、申立期間①においてA社で 勤務していたことが推認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、申立期間①に厚生年金保険被保険者資格(以下「被保険者資格」という。)が確認できる同僚 16 人に照会し、13 人から回答が得られたところ、このうち自身の入社時期を記憶している 9 人のうち8 人が入退社時期と被保険者資格の取得及び喪失時期は一致すると回答している。

さらに、複数の同僚は、「A社では、申立期間①当時、従業員は全員、試

用期間も含め採用と同時に厚生年金保険に加入させており、本人の希望で厚生年金保険に未加入とする取扱いは行っておらず、給与から自動的に厚生年金保険料が控除されていた。」と回答している。

加えて、被保険者名簿によると、申立人が同じB作業員であったとして名前を挙げた同僚は、申立人が当該事業所に入社したとする時期に、被保険者資格を取得しており、当該事業所において被保険者資格が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控 除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と同職種で年齢の近い同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、既に死亡していることから確認することができないが、申立期間①の被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考えられない上、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年4月及び同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間②においてC社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和39年2月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、商業法人登記簿謄本によると、当該事業所は、昭和 39 年 2 月 14 日に解散している上、当時の事業主及び経理担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚を含む複数の同僚は、「C社は、昭和39年2月に倒産した。同社は倒産後も事業を縮小し継続していたが、倒産時に厚生年金保険の適用事業所でなくなったことから、倒産後、従業員は厚生年金保険に加入しておらず、同保険料も控除されていなかった。」と回答している。

加えて、被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所

でなくなった昭和39年2月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚が26人確認できるが、オンライン記録によると、これら同僚は、いずれも申立期間②において厚生年金保険の加入記録が無いか又は別の事業所で厚生年金保険に加入していることが確認でき、これは上記の同僚の供述と符合する。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る被保険者資格喪失日(昭和42年2月12日)及び被保険者資格取得日(昭和42年6月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月12日から同年6月1日まで 昭和40年6月20日にA社B工場に入社し、48年4月21日に退職するまで勤務した。

途中、同社を退職したことがないにもかかわらず、申立期間の年金記録が 無かった。

年金記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、申立人は、同社同工場において、昭和40年6月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、42年2月12日に同資格を喪失後、同年6月1日に同社同工場において再度同資格を取得しており、同年2月から同年5月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において当該 事業所で継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、当該事業所における業務内容及び勤務形態について、「C 作業に従事していた。途中で退職したことはなく、勤務形態も変わらなかった。」と供述しているところ、申立期間当時、一緒に勤務していたとする複数の同僚は、「申立人は、継続して勤務しており、申立期間の前後において、業

務内容や勤務形態に変更はなかった。」と供述している。

ていたものと認められる。

さらに、被保険者原票によると、申立人が名前を挙げた同職種の同僚は、申立期間において厚生年金保険被保険者資格が継続していることが確認できる。 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所 (当時)の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年2月から同年5月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成6年5月6日であると認められることから、申立期間の同資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成5年5月から6年4月までの標準報酬月額については、44万円とすることが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月31日から6年7月16日まで

平成5年3月1日から6年7月15日までA社に社員として勤務していたが、年金記録を確認したところ、同社における厚生年金保険の加入期間は5年5月31日までとされ、これ以降の加入記録が無い。

しかし、厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる預金 通帳があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったこと を認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成5年5月31日)の後の平成6年5月6日付けで、遡って5年5月31日と記録されている上、同年10月の定時決定の記録が取り消されていることが確認できる。

また、上述のとおり、A社は、平成5年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が行われているが、同日に被保険者資格を喪失している者の中には、同日以降の異なる日付で資格喪失した旨の記録を、6年5月9日付けで訂正処理されている者が複数存在している上、5年5月31日以降の日付で被保険者資格を取得した者の記録を6年5月6日付けで取り

消されている者も複数確認できる。

なお、商業登記簿謄本によると、申立人に係る上記の訂正処理を行った平成 6年5月6日にA社は法人であることが確認できることから、厚生年金保険法 の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人について、平成5年5月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、当該処理が行われた6年5月6日であると認められる。

また、平成5年5月から6年4月までの標準報酬月額については、当該訂正 処理前のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成6年5月6日から同年7月16日までの期間については、申立人が保管する預金通帳及び6年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は、当該期間の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが推認できる。

また、オンライン記録により、A社における厚生年金保険の加入記録がある者は、申立人を除いて20人であることが確認でき、このうち生存及び所在が確認できた17人に照会し、4人から回答が得られたものの、いずれの者からも当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる具体的な供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち平成6年5月から同年6月 までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認める ことはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和36年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月22日から同年11月1日まで

A社に勤務していた当時、新たに設立したB社に出向を命じられて勤務していたが、年金記録によると、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及びその給与明細書の写しから判断すると、申立人がA社及びその関連会社であるB社に継続して勤務し(昭和36年11月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年6月の社会保険事務 所(当時)の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険 事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺 事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場の資格喪失日に係る記録を昭和60年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月31日から同年4月1日まで

昭和45年4月1日から平成19年9月30日までの期間、A社に継続して 勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されている。申立期間は同社 B工場から同社本社への転勤時に当たるが、厚生年金保険被保険者資格の記 録が1か月欠落しているので、訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書(写し)、雇用保険の被保険者記録及び同社の回答により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和60年4月1日にA社B工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場における昭和60年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「確認できる資料を既に廃棄しているため提出できないが、事務手続上は控除保険料と会社負担分を合算した金額と納入告知書の金額が合致することを確認しているため、厚生年金保険料を納付していると考えている。」としているものの、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(写し)によると、申立人の同資格喪失日が

昭和60年3月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 北海道国民年金 事案 1925

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 11 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から61年9月まで

私は、国民年金の加入手続は行っていないが、昭和 52 年 10 月に結婚した後に、国民年金保険料の納付書が郵送されてきたので、保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料は、私が銀行で納付したはずなので、当該期間 の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年10月の婚姻後、国民年金保険料の納付書が送付されたので、保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、62年11月頃に払い出されたものと認められる上、申立人が唯一所持する年金手帳の様式は、61年4月以後に使用が開始された様式であることから、申立人の国民年金の加入手続は、62年11月頃に行われたものと推認され、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、保険料の納付書は交付されず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間及びその後から平成元年 10 月までの期間において申立人の住所等に変更は無く、申立期間の国民年金保険料が継続して納付されていないため、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 62 年 11 月頃に払い出されたと考えるのが自然である上、申立人に別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和62年11月の時点で、申立期間のうち、60年10月から61年9月までの期間は過年度納付が可能であったものの、申立人は遡って国民年金保険料を納付した記憶がないと

している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1926 (事案 1083 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から53年3月まで

申立期間当初は、A市からB市へ転居してきた頃で、元夫はC店に勤め、私もD社に入社しE商業施設等で働いていた。申立期間当時勤務先の元同僚が働いていたことを証言してくれるということなので、再調査してほしい。また、前回の申立てで、申立期間の国民年金保険料は集金人に納付していたと述べていたが、当時借家住まいだったので、大家さんが借家料の集金に来ていたことから、集金は保険料ではなく借家料であった。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、当初、昭和 50 年4月から 53 年3月までの期間及び60年8月から61年6月までの期間の申立てをしていたところ、60年8月から61年6月までの期間については、国民年金保険料の納付があったものと認められるものの、50年4月から53年3月までの期間については、申立人は保険料を納付した時期及びその金額等について具体的な記憶がなく、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、申立期間の保険料を納付していた形跡も見当たらないこと等をもって保険料の納付があったとは認められないと判断し、既に当委員会の決定に基づき平成21年6月23日付けで、60年8月から61年6月までの期間のみ年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時、申立人が働いていたことを証言してくれる 元同僚がいるので聴取してほしいと申立てしているが、申立人によると、その 元同僚からは、当該期間の国民年金保険料を納付していたことについての証言 を得ることはできないと述べているため、申立人の主張は当委員会の当初の決 定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定 を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民 年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 北海道国民年金 事案 1927

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から42年2月まで

私は、昭和38年頃、私の姉から国民年金に加入することを勧められたので、A県B町のC出張所で国民年金の加入手続と保険料の納付を行い、申立期間当時、姉と一緒に同出張所に保険料を納めに行ったことを覚えている。

申立期間について、私の姉は当該期間の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、私だけ国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を昭和38年頃にB町C出張所で行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、申立期間後の昭和42年3月29日に払い出されていることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは同年3月頃であると認められ、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものと推認できる。

また、申立期間について、申立人は厚生年金保険被保険者の配偶者であるため国民年金の任意加入対象者となり、制度上、任意加入者は遡って国民年金の被保険者資格を取得することができないことから、申立人に当該期間の国民年金保険料の納付書が交付されることはなく、申立人は保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の姉から 当該期間の納付状況等について聴取できない上、申立人に別の国民年金手帳記 号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険 料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 北海道国民年金 事案 1928

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 4 月までの期間及び 50 年 2 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年4月まで

② 昭和50年2月から同年11月まで

申立期間①については、当時勤務していた会社を退職した昭和 49 年 1 月 に、A市役所で国民健康保険の加入手続を行った際、窓口の職員から、「国民年金とセットになっているので、その手続もしてください。」と言われ、併せて国民年金の加入手続を行った。

また、国民年金保険料については、自宅に届いた納付書により、昭和 49年1月又は同年2月に、同市役所B支所で、昭和 48年度第4期分として約7,000円を納付した。

申立期間②については、結婚のため昭和50年2月に会社を退職したので、 A市役所で国民年金への再加入手続と氏名及び住所変更を行ったが、保険料 については、同年4月に体調を崩し、半年ほど入院していたことから、同年 12月頃に一括して納付している。

申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、i) 昭和49年1月に国民年金の加入手続を行い、「国民年金加入時に交付を受けたのは手帳ではなく証書であったような気がする。」としているところ、国民年金に加入した者に対しては必ず国民年金手帳が交付されていたこと、ii) 「昭和49年1月又は同年2月に昭和48年度の国民年金保険料の第4期分として約7,000円を納付した。」としているところ、当該期間(昭和49年1月から同年3月まで)の実際の保険料総額は

2,700円であったことなど、申立人の記憶と当時の実際の取扱いや保険料額が大きく相違している。

また、申立人の国民年金記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者状況 調査等により、昭和50年12月頃に払い出されたものと推認でき、これはA市 の被保険者名簿における申立人の被保険者資格取得記録と一致しており、同名 簿においても申立期間①及び②は保険料納付の対象期間とはなっていない上、 申立人に対し、別の国民年金記号番号が払い出された形跡が見当たらないこと から、申立期間①について49年1月に、及び申立期間②について50年2月に 国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、ほかに当該期間の保険料が納付されたこと をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1929 (事案 385 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から58年3月まで

私は、平成19年9月に申立期間の国民年金保険料について、第三者委員会に申立てを行ったが、申立ては認められなかった。

今回、新たな資料や情報は無いが、私の妻が、毎月間違いなく、私と私の妻の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを記憶していることから、再度、申立てを行う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、i)申立期間の一部である昭和54年1月から55年3月までの夫婦二人分の国民年金保険料を一括納付したと述べているが、その納付時期及び納付金額に関する記憶が曖昧であり、国民年金保険料の納付状況等が不明であること、ii)申立期間については、申立人が同時に国民年金保険料を納付していたと主張している申立人の妻の保険料も未納になっている上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無いことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年8月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、申立人の妻が、毎月間違いなく、申立人夫婦の国民年金保険料を納付していた記憶があることを強く主張するが、当該主張のみで当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1930 (事案 386 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から58年3月まで

私は、平成19年9月に申立期間の国民年金保険料について、第三者委員会に申立てを行ったが、申立ては認められなかった。

今回、新たな資料や情報は無いが、私が、毎月間違いなく、私と私の夫の 申立期間の国民年金保険料を納付していたことを記憶していることから、再 度、申立てを行う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、i)申立期間の一部である昭和54年1月から55年3月までの夫婦二人分の国民年金保険料を一括納付したと述べているが、その納付時期及び納付金額に関する記憶が曖昧であり国民年金保険料の納付状況等が不明であること、ii)申立期間については、申立人が同時に納付していたと主張している申立人の夫の国民年金保険料も未納になっている上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年8月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、申立人自身が、毎月間違いなく、申立人夫婦の国民年金保険料を納付していた記憶があることを強く主張するが、当該主張のみで当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月1日から同年10月1日まで

② 昭和57年10月1日から58年8月1日まで

昭和38年6月1日に、A社B支店から同社C支店に異動となり、定年退職するまで同社同支店に勤務した。年金事務所の記録では、申立期間①及び②の標準報酬月額が、その前後の標準報酬月額と比較して低く記録されているが、申立期間当時、毎年給与は昇給しており標準報酬月額が途中で低くなることは考えられない。

適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA社B支店から同社C支店に異動となった際、標準報酬月額が異動前より低くなっていることに納得できないとしているところ、A社では、「当社が保存する厚生年金保険被保険者資格取得届の控えによると、申立人の当社C支店に係る被保険者資格取得日は昭和38年6月1日、報酬月額は2万6,650円、標準報酬月額は2万6,000円と記載されている。申立期間当時、社会保険事務所(当時)に対し適正な届出を行っていたと思う。」と回答しており、同社から提出された当該資格取得届の控えに記載されている標準報酬月額は、申立人のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立期間①及び②並びにその前後の期間において、A社C支店で厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者26人(申立人が名前を挙げた同僚二人を含む。)を抽出し、当該26人の昭和36年4月から60年3月までの期間の標準報酬月額の推移及び同社同支店への異動状況等を確認したところ、同期間中に当該事業所に異動となっ

たことが確認できる者は18人おり、そのうち申立人が名前を挙げた同僚一人を含む9人が、申立人と同様に、異動後の標準報酬月額が異動前の標準報酬月額と比較して低くなっていることが確認できる上、当該9人のうち生存及び所在が確認できた5人に照会したところ、回答が得られた4人のうち3人は、「私の標準報酬月額の記録は、給与に見合った記録になっていると思う。」と供述している。

さらに、前述の9人のうち、昭和43年8月5日にA社C支店において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚一人から提出された被保険者取得時の給与明細書を確認したところ、固定的賃金部分(基本給と世帯手当の合計額)に見合う標準報酬月額と、オンライン記録により確認できる当該同僚の被保険者資格取得時の標準報酬月額が一致している上、同明細書により、オンライン記録の標準報酬月額に見合った厚生年金保険料が給与から控除されていることを確認できること、及び複数の同僚の供述を踏まえると、当該事業所では、異動により新たに厚生年金保険の被保険者資格を取得した際の標準報酬月額については、固定的賃金を報酬月額として社会保険事務所に届け出ていたことがうかがえる。

2 申立期間②について、申立人は定時決定による標準報酬月額が直前の標準報酬月額よりも低くなっていることに納得できないとしているところ、A社では、「申立期間②当時の資料は保存されていないため、A社C支店における申立人の申立期間②に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について分からない。」と回答している。

また、上記1で抽出した26人のうち、生存及び所在が確認できた13人(申立人が名前を挙げた同僚二人を含む。)に照会し、11人から回答を得られたところ、そのうち7人は、「残業は毎月あり、時間外手当が支給されていた。時間外手当により毎月の支給額は変動していた。」と供述しており、当該7人のうち5人は、「私の標準報酬月額の記録は給与に見合った記録になっていると思う。」と供述している。

さらに、前述の同僚 26 人の昭和 36 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の標準報酬月額の推移を確認したところ、毎年 10 月の定時決定で標準報酬月額が以前と比較して低くなっている者は 19 人確認でき、そのうち、申立期間②と同時期の 57 年 10 月に標準報酬月額が 1 等級から 3 等級低くなっている者は 5 人確認できることから、申立人の標準報酬月額が 2 等級低くなっていることについて特に不自然であるとまでは言えない。

3 申立期間①及び②について、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険事業 所別被保険者名簿及び同保険被保険者原票に記載されている申立人の標準 報酬月額は、オンライン記録と一致している上、不自然な記録訂正等の形跡 は認められない。

また、申立人の申立期間①及び②に係る給与支給額及び厚生年金保険料の

控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

4 このほか、申立人の両申立期間について、申立てに係る事実を確認できる 関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月1日から57年4月1日まで

② 昭和57年4月1日から同年10月1日まで

A社(現在は、B社) C工場に昭和45年1月21日から勤務し、57年4月に同社D工場に異動となったが、申立期間①及び②の標準報酬月額が従前の41万円から38万円に減額されている。

A社C工場で報酬が減額されたことはないので、両申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①についてA社C工場における定時決定による標準報酬月額が直前の標準報酬月額よりも低くなっていることに納得できないとしている。

しかしながら、申立期間①について、B社に照会したところ、「当時の資料は保存されていないため詳細は不明であるが、当社の残業手当は定額ではないため、厚生年金保険の標準報酬月額に係る定時決定の際の1等級以上の上下は当然あり得ると推測される。」と回答している。

また、A社D工場のオンライン記録により、申立人と同様、昭和57年4月1日付けで同社C工場から異動となったことが確認できた94人のうち、生存及び所在が確認でき、かつ、申立期間①及び②、又はその前後の年に標準報酬月額が下がっていることが確認できる17人(申立人が名前を挙げた同僚一人を含む。)に照会し、12人から回答が得られたところ、そのうち申立人と同時期に同社C工場及び同社D工場に在籍していた同職種の6人は、「残業手当は、残業時間数により月ごとに変動があった。」と回答している上、オンライン記録によると、当該6人の定時決定後の標準報酬月額の等級

は、従前の標準報酬月額の等級に比して1等級から5等級下がっていること が確認でき、申立人の標準報酬月額の記録が不自然とは言えない。

さらに、上記の17人のうち申立人と職種が異なる同僚一人が、申立期間②に係る給与明細書を所持していたことから、昭和57年5月から同年7月までの給与支給額を基に同年10月における定時決定の標準報酬月額を試算したところ、定時決定後の標準報酬月額の等級はそれまでの標準報酬月額の等級より1等級下がる結果となり、試算により求められた等級と同人のオンライン記録の等級とは符合しており、当時、当該事業所における定時決定の事務処理が適正に行われていたことがうかがわれる。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間①のA社C工場において従前より低くなった標準報酬月額が、そのまま異動先の同社D工場における厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額となっていることに納得できないとしている。

しかしながら、申立期間②について、B社に照会したところ、「申立期間②当時の資料は保存されていないため詳細は不明であるが、当時は、転勤時の社会保険手続において、異動後の被保険者資格取得時における標準報酬月額は、異動前直前の標準報酬月額と同額で手続していたと思う。」と回答している。

また、上記1で回答が得られた12人のうち9人は、「私の異動後の標準報酬月額は、厚生年金保険の加入記録と一致していると思う。」と回答している上、上記1において昭和57年4月1日にA社C工場から同社D工場へ異動し厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる94人中93人は、申立人と同様に異動前と異動後の標準報酬月額が同額となっている。

3 申立期間①及び②のA社C工場及び同社D工場に係る厚生年金保険被保 険者原票に記載されている申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一 致している上、遡って訂正された形跡は認められない。

また、申立人の両申立期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

4 このほか、申立人の両申立期間について、申立てに係る事実を確認できる 関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から同年9月25日まで

② 昭和38年11月28日から39年11月まで

昭和38年8月にA社に入社し、系列会社であるB社においてC業務をしていた。厚生年金保険については、同社において適用されていたようだが、入社から39年11月まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無いので、加入記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社は、オンライン記録によると、昭和63年5月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると、申立期間①及び②当時、二人の代表取締役が確認できるところ、一人は所在が確認できず、他の一人についてもA社の代表取締役でもあったことが確認できるが、既に死亡していることから、申立人の両申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人は申立期間①及び②当時の同僚の名前を挙げているが、姓のみしか記憶していないことから個人を特定することはできず、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、所在が確認できた同僚21人に照会したところ、回答が得られた13人のうち1人は、「勤務期間は詳しく分からないが、申立人と同姓の者が勤務していた。」と供述しているものの、他の12人は、「申立人が勤務していたかは分からない。」と供述しており、申立人の両申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和38年9月25日、資格喪失日が同年11月28日と記載

されており、同名簿に不自然な訂正等の形跡は無い上、この記録はオンライン記録と一致する。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の年金 手帳記号番号は、当該事業所において昭和38年9月25日に同保険の被保険者 資格を取得するため、同年10月3日に払い出されていることが確認できる。

なお、申立人は、「A社に採用された。」と供述しており、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることも考えられるところ、オンライン記録によると同社は、厚生年金保険の適用事業所として確認することができなかった。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として掛金を事業所により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から49年5月まで

申立期間については、B事業所(現在は、C事業所)に勤務し、A共済組合の掛金が給与から控除されていたが、年金記録によると同共済組合の加入記録が無い。

申立期間について、A共済組合員であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

C事業所から提出された昭和54年12月にB事業所が発行した「三十年史」における申立人の48年10月15日採用及び49年5月20日退職の記述、並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人は同事業所に勤務したことは確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、B事業所は昭和63年3月1日にほかの二つの事業所と合併したことにより解散し、新たにD事業所(現在は、C事業所)が設立されていることから、同事業所に照会したところ、「申立期間当時の資料を保存しておらず、申立人について、A共済組合への加入の届出及び給与からの掛金の控除については不明。」と回答している。

また、申立人は、「退職する時に、事業所の事務手続の誤りにより、A共済組合への届出が行われていなかったと説明を受けたが、給与から掛金が控除されていた。」と強く主張していることについて、当時の人事管理者及び社会保険事務責任者に照会したところ、二人は共に「申立人がA共済組合に加入していたか否かについては分からない。事業所の事務処理の誤りにより同共済組合への届出が行われていなかったことはなかったと思う。」と述べている。

さらに、申立人から当時の同僚として名前が挙がった同僚のうち、前述の二人を含め生存及び所在が確認できた5人に照会し全員から回答が得られたも

のの、いずれの同僚からも、申立人が申立期間において給与から掛金が控除されていたことをうかがわせる供述及び資料を得ることはできなかった。

加えて、A共済組合に照会したところ、「申立期間について、申立人が資格取得した記録は無く、B事業所から提出された新規資格取得届により付番したA共済組合の組合員番号に欠番は無い。」と回答している上、前述の三十年史において申立人と同じページに記載されている同僚28人についてA共済組合の加入記録を確認したところ、申立人のほかに6人の同僚がA共済組合に加入していないことが確認できたことから、申立期間当時のB事業所は、必ずしも全ての従業員をA共済組合に加入させていなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間のA社共済組合の掛金を事業所により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立 期間におけるA共済組合の掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺 事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間においてA共済組合員として、掛金を事業所により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正 を認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月1日から同年9月29日まで 申立期間については、A社に勤務しており、毎月62万円の給与を受け取っていたが、年金記録によると標準報酬月額が41万円となっているので訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が同被保険者資格を喪失した平成13年9月29日より後の同年10月9日付けで、同年4月1日に遡及して62万円から41万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できるところ、申立人は、「親会社の倒産に伴い、A社も連鎖倒産した。当時、社会保険料の滞納があったと思う。」と供述している上、この親会社の商業登記簿謄本を確認したところ、申立期間当時の代表取締役は申立人であることが確認できるとともに、A社は、社会保険事務所(当時)の記録から、平成13年7月分から社会保険料等(健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金)を滞納した後に親会社の倒産により連鎖倒産したことが確認できる。

また、申立人は「私は名前だけの代表取締役であった。」と供述しているものの、オンライン記録により、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる二人に照会したところ、二人は共に「申立期間当時の経営者は申立人であった。」と供述していることから、当該標準報酬月額の減額訂正については、申立人の一切の関与も無しに、処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月頃から23年11月頃まで 申立期間について、A社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者の加入 記録が無い。給与明細書等の資料は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険 者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び申立人が記憶する複数の同僚の名前がA社に係る健康保険労働者保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)に記載されていることから判断すると、申立人は、入社日及び退社日の特定はできないものの同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、商業登記簿謄本によると企業再建整備法に基づき昭和23年12月1日に解散しているほか、事業を引き継いだB社は、オンライン記録によると41年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主の所在を特定できないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人から名前が挙がった同僚のうち生存及び所在の確認ができた者並びに当該事業所に係る被保険者名簿により、厚生年金保険被保険者資格が確認できる者の合計7人に照会したところ、6人から回答を得られたものの、いずれの者からも、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述及び資料を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿を確認したところ、申立人の名前は 無く、申立期間当時に同社に払い出された厚生年金保険記号番号について、そ の前後の番号を含め厚生年金保険被保険者台帳索引票を確認したものの申立 人の名前を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月26日から3年10月1日まで 平成2年9月にA社から合併後のB社(現在は、C社)へ給与額及び職位 も変わることなく移行したにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が下が っていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社が合併となり、給与額及び職位も変わらずに合併後のB社に移行したにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が下がっていることに納得できない。」と申し立てているところ、オンライン記録によると、申立人は平成2年9月26日付けで合併後の同社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、資格取得時の標準報酬月額が当初50万円で記録されていたものが、1年後に資格取得時に遡って41万円に報酬訂正処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、C社に照会したところ、「申立期間当時の申立人に係る届出書を保管していない。」と回答していることから、申立人の標準報酬月額が資格取得時に遡って訂正処理された経緯について確認することができない。

一方、オンライン記録によると、申立人及び申立人が当該事業所へ平成2年9月26日付けで一緒に異動したとして名前を挙げた同僚6人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は、全員が合併前のA社において提出されていた同年10月以降の標準報酬月額と同額で届出されたことが確認できる。

また、当該事業所における平成3年10月以降の標準報酬月額は、同年5月から同年7月までの報酬月額の平均額を社会保険事務所(当時)に対して届出することによって決定されるところ、オンライン記録によると、申立人のその標準報酬月額は44万円と決定されていたことが確認でき、この記録は申立人

に係る雇用保険受給資格者証に記載されている「離職時賃金日額1万4,618円」から試算される賃金総額と一致することから、申立人が当該事業所を退職する前6か月の給与の平均額は、合併前のA社の標準報酬月額47万円を下回っていたことがうかがえる。このことから、同年10月の定時決定の際、厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額と実際に支払われていた給与とに差が生じていたため、当該事業所では実態に基づき申立人の標準報酬月額を41万円に資格取得時報酬訂正届を行ったとしても不自然さは無い。

さらに、当該事業所から提出された申立人に係る標準報酬月額が記録されている資料によると、「申立人の入社日は平成2年9月26日、標準報酬月額は41万円、厚生年金保険料は2万9,725円」と記載があり、この資料の標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、同保険料額は標準報酬月額41万円に見合うものであることが確認できる。

加えて、申立期間当時に当該事業所が加入していたD健康保険組合に申立 人の申立期間における標準報酬月額について照会したところ、「申立人の標準 報酬月額が遡及して訂正された記録は確認できないが、申立期間における標準 報酬月額は41万円である。」と回答しており、この記録はオンライン記録と一 致する。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無 く、このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当た らない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3518 (事案 446、1259 及び 2078 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月21日から24年8月1日まで

② 昭和24年11月1日から25年4月1日まで

昭和21年8月21日から28年1月20日まで、公共職業安定所から正式に紹介され、A社に正職員として勤務していたが、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

平成22年6月11日付け通知では、「B事業」が厚生年金保険の強制適用事業所となるべき業種に追加されたのは、申立期間①及び②後の昭和28年9月1日である上、事業主からも、両申立期間においてA社が同保険の適用事業所に該当していたことを裏付ける資料や供述は得られなかった。」とあるが、火災により全ての資料が焼失したと聞いている。また、年数の経過により確証が得られないことを理由に一方的な却下はおかしい。B事業が厚生年金保険の適用事業所となる以前に厚生年金保険の加入者であったことは間違いのない事実である。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、事業主が提出した在職期間証明書により、申立人がA社に勤務していたことは認められるが、i)同事業所は、両申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったこと、ii)同僚についても、両申立期間において厚生年金保険に加入していた事実が確認できないこと、及びiii)事業主及び複数の同僚に照会しても、両申立期間に係る厚生年金保険料控除についての具体的な供述は得られなかったことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月7日付け及び同年

9月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間①及び②の再申立てについて、申立人の「A社は、地域のB事業の核であることから、厚生年金保険の適用事業所になっていないのは不自然であるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。」との主張については、申立人から新たな資料等の提出はなく、旧厚生年金保険法(昭和16年法律第60号)において「B事業」が厚生年金保険の強制適用事業所となるべき業種に追加されたのは、申立期間①及び②後の昭和28年9月1日である上、事業主からも、申立期間①及び②において同事業所が同保険の適用事業所に該当していたことを裏付ける資料や供述を得られなかったことから、当該主張は当委員会の決定に基づき、平成22年6月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は過去3回の審議結果に納得できないとして4回目の申立てを 行っているが、新たな資料や情報が得られず、当委員会の当初の決定を変更す べき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者とし て、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた ことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月1日から57年4月21日まで 申立期間は、A社B営業所に勤務し、C業務員をしていたが、厚生年金保 険の被保険者記録が無い。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 58 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主に照会したが、回答が得られないことから、申立期間における申立人に係る厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、申立人が、当該事業所のB営業所長として名前を挙げた者は、「申立人のことは覚えていない。社会保険等の手続については全て本社で行っていた。」と述べていることから、申立期間における申立人に係る厚生年金保険料控除の事実について確認することができない上、この者も申立期間において雇用保険の被保険者記録が存在するものの、健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及びオンライン記録によると、当該期間において厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が同じ営業員として名前を挙げた同僚二人は名字のみである ため個人を特定できないことから、被保険者名簿により当該事業所において厚 生年金保険被保険者であったことが確認でき、オンライン記録により生存及び 所在が確認できた 16 人(上述のB営業所長であった者を含む。)に照会したところ、回答が得られた 10 人のうち 4 人の同僚が当該事業所における自身の記憶する勤務期間は、厚生年金保険の被保険者期間より長い上、前述の 16 人のうち 6 人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、雇用保険の被保険者資格取得日より約 2 か月から 2 年 8 か月経過後であることから、事業主は一部の従業員について入社後すぐに厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

加えて、当該事業所の被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、 一方、同名簿において整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落し たものとは考え難い。

その上、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年12月10日から平成元年5月1日まで

② 平成2年1月4日から同年5月1日まで

申立期間①及び②はA社に季節労働者として勤務し、B業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。公共職業安定所から社会保険完備との説明を受けて入社し、年金手帳等も提出していたため、厚生年金保険にも加入しているはずである。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

- 1 A社に照会したところ、「当社が保管する申立人の採用連絡書、雇入通知書、労働契約書及び当時の担当者の手帳の記載によると、申立人が当社に勤務していたのは平成2年1月18日から同年5月25日まで(当初は平成2年4月28日までであったものを延長)の期間及び4年2月3日から同年6月5日までの期間であり、申立期間①においては勤務していないため、申立人の記憶違いと思われる。また、採用連絡書によれば、申立人の身分は季節雇用のB業務員であったことが確認できるが、当時、正社員は厚生年金保険に加入させていたものの、季節雇用者については同保険に加入させていなかった。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった上、同社から提出された採用連絡書、雇入通知書及び労働契約書の写しにより、申立人の勤務期間及び身分に係る同社の回答が裏付けられる。
- 2 申立期間①については、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたと供述 する同僚5人のうち、申立人が氏名を記憶する4人に照会したところ、この うち申立人の勤務期間について供述が得られた一人は、「申立人と一緒に勤

務したのは平成2年1月からである。」と供述しているほか、他の3人は、いずれも「申立人の勤務期間までは分からない。」と供述しており、申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

また、申立人は、「氏名を記憶している正社員の同僚4人のほかに、同じ季節労働者で長く勤務していた先輩一人がおり、当該同僚4人に聞いてもらえば同人の氏名が分かると思う。」と供述するが、当該正社員であった同僚4人に照会したものの、申立人が供述する者を含め、申立人のほかに当該事業所に季節労働者として勤務していた者の氏名を記憶する者はいなかったため、季節労働者であった者から申立人に係る勤務状況及び当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、オンライン記録により、申立期間①及び②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者5人に照会したものの、いずれの者からも回答は得られず、ほかに申立人が、申立期間①において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の申立期間①における加入記録は存在しない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間②については、当該事業所が保管する採用連絡書等及び当該事業 所の回答により、申立人が申立期間②を含む平成2年1月18日から同年5 月25日まで当該事業所に季節雇用者として勤務していたことは認められる。

しかしながら、上述のとおり、当該事業所では「季節雇用者は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している上、申立人及び当該正社員であった同僚4人は、いずれも申立人と同様に季節労働者であった者の氏名を記憶していないことから、季節労働者であった者に係る厚生年金保険の適用状況を確認することができないほか、申立期間①及び②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった者5人からも回答は得られなかったことから、季節労働者でありながら同保険に加入していた者も確認できず、ほかに当該事業所において、当時、季節労働者を厚生年金保険に加入させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の申立期間②における加入記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月21日から51年4月1日まで

昭和44年3月から51年6月までA社に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。同保険の加入記録が確認できる期間はB業務に従事していたが、申立期間はB業務の仕事がなかったので、市の依頼でC業務に従事したり、関連会社のD業務等の仕事をしており、仕事がない日もあったものの、仕事の依頼の電話を受けるために毎日出勤しており、給与も支給されていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、申 立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社で一緒に勤務していたと供述する複数の同僚及び同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により、申立期間前後に同事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者が、いずれも「申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が、申立期間において同事業所に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によると、A社は昭和54年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も個人を特定することができないことから、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人のうち、申立人と同様に当該事業所においてE業務に従事していたと供述する一人は、被保険者原票によれば、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡

が無い上、「申立期間は失業保険を受給しており、厚生年金保険料を給与から 控除されることはなかった。」と供述しており、この一方で、他の一人につい ては、申立期間においても継続して同保険の被保険者であったことは確認でき るものの、同人は「私は事務担当者であった。」と供述していることから、申 立人とは立場が異なっていたものと考えられる。

さらに、被保険者原票により、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の 被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者二人に照会し たところ、このうち申立人と同様に当該事業所においてE業務に従事していた と供述する一人も、「申立期間においても継続して勤務していた。」と供述し ている一方で、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い 上、同人からも申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことをう かがわせる供述は得られなかった。

一方、申立人及び上述のE業務に従事していたと供述する同僚は、いずれも、「申立期間における業務の内容は、その前後の期間とは異なっていた。」と供述しているほか、事務担当者であったと供述する同僚は、「B業務員は、冬期間には仕事量が大きく減っていた。いつ仕事の依頼があるか分からないため、事務所には出勤していたものの、仕事がなければ午前中に退社することもあった。」と供述していることを踏まえると、申立人は、申立期間において、その前後の厚生年金保険の加入記録が確認できる期間とは業務内容及び勤務形態が異なっていたものと考えられる上、申立人及び当該事務担当者であった同僚が、いずれも、「申立期間当時の会社の経営状況は良くなかった。」と供述していることから、当該事業所の経営状況についても、申立期間とそれ以前の期間とでは変化があったことがうかがわれる。

加えて、被保険者原票によれば、申立人、E業務に従事していたと供述する 同僚及び前述の被保険者のうちE業務に従事していたと供述する者は、いずれ も、申立期間において健康保険任意継続被保険者であったことが確認できる。 その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における 加入記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月1日から58年8月1日まで

年金記録を確認したところ、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和58年8月1日となっているが、同社は57年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当したはずであり、同日付けで被保険者資格を取得したと記憶している。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿、商業登記簿謄本及び同僚の供述から、申立 人は、申立期間において代表取締役として同社に継続して勤務していたことが 認められる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録により、A社は、昭和58年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は、「厚生年金保険の新規適用届及び厚生年金保険料の控除等に係る関係書類を保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、申立人は、「勤務していたB店が倒産したため、私を含めて同店の 従業員であった3人が役員としてA社を新たに開設し、この後、二人の従業 員を雇用した。厚生年金保険については、私を含めた役員3人が厚生年金保 険第4種被保険者資格を取得していたことから、同資格喪失後、役員3人及 び従業員二人が加入することとして、厚生年金保険の新規適用届を社会保険事務所(当時)に提出した。」としているところ、オンライン記録により、申立人は、昭和57年6月1日に厚生年金保険第4種被保険者資格を喪失していることが確認できるものの、他の役員二人については、申立人が資格喪失した翌年の58年8月1日に第4種被保険者資格を喪失していることが確認できるとともに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び同社の労働者名簿により、当該役員及び従業員が同社における厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した同年8月1日であることが確認でき、当該記録は、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人が名前を挙げた上記の役員二人及び従業員二人の合計 4人のうち、生存及び所在が確認できた 3人に照会したところ、唯一回答が得られた役員は、「申立人を含めて 3人でA社を開設した。申立期間当時は、厚生年金保険に任意継続加入し、厚生年金保険料を自分で納付していたが、同社における厚生年金保険の加入については、役員 3人及び従業員が同時に加入したと記憶しており、私が加入する前から申立人だけが加入していたとは考え難い。」と供述している上、申立人の口頭意見陳述においても、申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認できる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から32年6月1日まで

② 昭和32年9月1日から33年6月1日まで

申立期間①及び②について、A社B工場(現在は、C社D工場B事務所) に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。当時、同社の浴場の管理を任されていた叔父の紹介で入社し、勤務していたので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②において、A社B工場に勤務していたと主張している。

しかしながら、C社D工場B事務所は、「当社の社員であれば、入社から退職までの記録が保管されている。厚生年金保険台帳、健康保険台帳及び従業員台帳を確認したが申立人の名前は確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間①及び②に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、生年月日が不明で個人を特定できないことから、オンライン記録により、申立期間①及び②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた 25 人に照会したところ、22 人から回答が得られたものの、全員が「申立人について記憶がない。」と供述している。

さらに、申立人は、「当該事業所専用のE施設の管理を任されていた叔父の紹介で入社し、給与は叔父から手渡しで受け取っていた。」と供述しているところ、上記の22人のうちの5人は、「当社は、知人の紹介で正社員として入社できる会社ではない。」と供述し、7人が、「厚生年金保険の加入は正社員のみ

であった。」と供述している。

加えて、当該事業所の下請け会社であり、申立人の昭和32年6月1日から同年9月1日までの期間、厚生年金保険の被保険者記録が確認できるF社は、「当時の書類は、C社D工場B事務所に提出した厚生年金保険被保険者台帳(写し)の他に無く、申立期間①及び②当時の下請業務の内容については不明である。」と回答している上、オンライン記録により、申立期間①及び②において、同社で厚生年金保険の被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた10人に照会したところ、7人から回答が得られたものの、全員が、「申立人についての記憶はない。」と供述している。

その上、A社B工場及びF社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①及び②において申立人の名前は無く、一方、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立期間①及び②について、申立人に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月1日から44年11月1日まで

A社における申立期間に係る実際の標準報酬月額は、年金記録よりも高額であったはずなので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時の厚生年金保険の標準報酬月額は、年金記録より高額であった。」と主張しているものの、A社は、「申立期間当時の資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

一方、申立期間当時の厚生年金保険料算定の基となる標準報酬月額等級の上限額は、6万円であるところ、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は6万円であることが確認できることから、記録訂正の必要がない期間である。

また、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、厚生年金保険の標準報酬月額が訂正された痕跡は無い。

さらに、申立人の妻が名前を挙げた申立人の同僚4人、申立人と同じ健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により名前の記載が確認できる同僚二人及びオンライン記録により、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格が確認できる同僚5人の計11人に係る申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額を確認したところ、その標準報酬月額及び推移について不自然な点は認められない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。